

鹿 児 島 県 公 報

令和 8 年 5 月 19 日 (火) 第 720 号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 、 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)
ページ

規 則	
○鹿児島県職員退職手当支給規則の一部を改正する規則 (※)	(人事課取扱い) 1
○鹿児島県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則 (※)	(学事法制課取扱い) 1
○鹿児島県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則 (※)	(学事法制課取扱い) 3
○鹿児島県税条例施行規則の一部を改正する規則 (※)	(税務課取扱い) 3
訓 令	
○鹿児島県税事務処理規程の一部を改正する訓令 (※)	(税務課取扱い) 4
告 示	
○保安林の指定予定	(森づくり推進課取扱い) 4
○保安林の指定予定の通知 (4 件)	(森づくり推進課取扱い) 5
○漁船保険付保義務発生	(水産振興課取扱い) 6
○漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧 (2 件)	(水産振興課取扱い) 7
○県営土地改良事業の工事の完了 (4 件)	(農地整備課取扱い) 7

規 則

鹿児島県職員退職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 8 年 5 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第50号

鹿児島県職員退職手当支給規則の一部を改正する規則
鹿児島県職員退職手当支給規則 (昭和60年鹿児島県規則第21号) の一部を次のように改正する。

第31条第 2 号中「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 5 月 21 日から施行する。

.....

鹿児島県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 8 年 5 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第51号

鹿児島県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則
鹿児島県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則 (平成 6 年鹿児島県規則第58号) の一部を次のように改正する。

第10条第 2 項中「第15条第 3 項」を「第15条第 4 項」に改め、「(別記第 6 号様式)」を削り、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 法第15条第 4 項の規定により公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置

く場合及び行政庁の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く場合においては、聴聞公示通知書（別記第6号様式）に掲げる事項を表示して行うものとする。

第22条第2項中「第15条第3項」を「第15条第4項」に改め、「（別記第17号様式）」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 法第31条において準用する法第15条第4項の規定により公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く場合及び行政庁の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く場合においては、弁明の機会付与公示通知書（別記第17号様式）に掲げる事項を表示して行うものとする。

第27条の表中

「

第10条第2項 及び第22条第 2項	法第15条第3項	条例第15条第3項
--------------------------	----------	-----------

」

を

「

第10条第2項 及び第3項並 びに第22条第 2項及び第3 項	法第15条第4項	条例第15条第4項
---------------------------------------------	----------	-----------

」

に改める。

別記第6号様式中「名あて人となるべき者の所在」を「名宛人となるべき者の所在」に、「第15条第3項」を「第15条第4項」に、「名あて人となるべき人」を「名宛人となるべき人」に、

「

不利益処分の名あて 人となるべき者の 氏 名

」

を

「

不利益処分の名宛人 となるべき者の 氏 名

」

に、「掲示を始めた」を「措置を開始した」に改め、同様式注中「第15条第3項」を「第15条第4項」に改める。

別記第17号様式中「名あて人となるべき者の所在」を「名宛人となるべき者の所在」に、「第15条第3項」を「第15条第4項」に、「名あて人となるべき人」を「名宛人となるべき人」に、

「

不利益処分の名あ て人となるべき者 の 氏 名

」

を

「

不利益処分の名宛 人となるべき者の 氏 名

」

に、「掲示を始めた」を「措置を開始した」に改め、同様式注中「第15条第3項」を「第15条第4項」に改める。

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。

鹿児島県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月19日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第52号

鹿児島県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県行政手続条例施行規則（平成7年鹿児島県規則第84号）の一部を次のように改正する。

本則を第1条とし、同条に見出しとして「（不利益処分をしようとする場合の手続を要しない処分）」を付し、同条の次に次の1条を加える。

（公示送達の方法）

第2条 鹿児島県行政手続条例第15条第4項（同条例第22条第3項及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項（同条例第15条第4項に規定する公示事項をいう。第1号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- (2) インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。

鹿児島県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月19日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第53号

鹿児島県税条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県税条例施行規則（昭和38年鹿児島県規則第32号）の一部を次のように改正する。
別記第5号様式中

「

送達を受けるべき人の 住 所 及 び 氏 名	
送 達 す る 書 類 の 名 称	

」

を

「

送達すべき書類を特定するために必要な情報	送達を受けるべき者の氏名
----------------------	--------------

」

に改め、同様式（注）中「掲示を始めた」を「措置を開始した」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 5 月 21 日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県税条例施行規則別記第 5 号様式の規定は、この規則の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

訓 令

鹿児島県訓令第 11 号

鹿児島県税事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 5 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県税事務処理規程の一部を改正する訓令

鹿児島県税事務処理規程（昭和 39 年鹿児島県訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 259 条第 2 項第 3 号中「前項第 2 号」を「同項第 2 号」に、「前項第 5 号」を「同項第 5 号」に改め、同条第 4 項中「徴収令第 50 条第 2 項」を「徴収法第 133 条第 4 項」に改める。

別記第 341 号様式中「国税徴収法施行令第 50 条」を「国税徴収法第 133 条」に改める。

別記第 343 号様式中「国税徴収法施行令第 50 条第 項」を「国税徴収法第 133 条第 4 項」に改め、同様式（注） 4 を削る。

附 則

- 1 この訓令は、令和 8 年 5 月 21 日から施行する。ただし、第 259 条第 2 項第 3 号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に改正前の鹿児島県税事務処理規程に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

告 示

鹿児島県告示第 325 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 8 年 5 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
肝属郡南大隅町佐多馬籠字高瀬原 1015 番 1、1015 番 2、1019 番、字大谷西平 1032 番、1034 番 1 から 1034 番 5 まで
- 2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南大隅町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第326号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和8年5月19日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林予定森林の所在場所

出水市上大川内字堂ノ上5485番3、5485番4

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び出水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第327号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和8年5月19日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林予定森林の所在場所

出水市上大川内字岡ノ頭1590番1、1590番2、1608番、1609番、1614番、1615番、1625番2、1626番

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び出水市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第328号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和 8 年 5 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
伊佐市大口針持字水堀2173番1、2173番25、2173番55、字丸牟田2232番9
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び伊佐市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第329号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和 8 年 5 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
曾於郡大崎町持留字東261番6(次の図に示す部分に限る。)、264番1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び大崎町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第330号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、錦江加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和 8 年 5 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第331号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和8年5月19日から同年6月2日まで鹿児島県漁業協同組合住用支所において縦覧に供する。

令和8年5月19日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 発起人の住所及び氏名
奄美市住用町大字山間374番1 牧光和
奄美市住用町大字山間520番地2 諏訪原清高
奄美市住用町大字西仲間83番地 森山重敏
- 2 加入区
住用加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
鹿児島県漁業協同組合住用支所

鹿児島県告示第332号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和8年5月19日から同年6月2日まで鹿児島県漁業協同組合喜界島支所において縦覧に供する。

令和8年5月19日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 発起人の住所及び氏名
大島郡喜界町大字早町8番地 米盛弘幸
大島郡喜界町大字志戸桶760番地 倉橋正都
大島郡喜界町大字中里83番地 勝山瑚太
- 2 加入区
喜界加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
鹿児島県漁業協同組合喜界島支所

鹿児島県告示第333号

土地改良事業県営基幹農道舗装（農道整備）大平原地区の工事は、平成4年12月9日に完了した。

令和8年5月19日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第334号

土地改良事業県営農業用河川工作物応急対策（農業用排水施設整備）下田間地区の工事は、平成5年1月8日に完了した。

令和8年5月19日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第335号

土地改良事業県営シラス対策（農道整備）永山地区の工事は、平成16年6月7日に完了した。

令和8年5月19日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第336号

土地改良事業県営農業用施設緊急防災（農業用排水施設整備）村原地区の工事は、平成16年11月25日に完了した。

令和8年5月19日

鹿児島県知事 塩田康一